

# すこやか

S U K O Y A K A



# No. 12

2009.3.1

●編集・発行

財団法人 広島県勤労者福祉推進協会  
本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内  
TEL: 082-261-4208 FAX: 082-263-7586  
<http://www3.ocn.ne.jp/~kinnrou/>

## 賃貸住宅居住者用の

# 借家人賠償共済

火災共済

火事を出して借家に損害を与えた時、債務不履行の賠償責任が生じます！



日本の社会事業や風習から、火災等で他人の所有物に類損害を与えても、膨大な損害賠償をさせることは酷であることから、「失火の責任に関する法律」では宥恕するとなっていますが、賃借家屋の場合は「債務不履行による賠償責任」が生じます。債務不履行による賠償責任や自費損害修復のために、借家人賠償共済に加入しましょう！

宥恕=寛大な心でゆるすこと。ゆるしてとがめないこと。

### 加入条件

- ①賃貸契約した借家であり、契約者本人又はその家族が居住していること。
- ②勤労者協会の火災共済の家財に30口以上加入していること。

### 加入基準

- ①借家居住面積に対し、1坪(3.3㎡)あたり3口を加入基準とする。  
お住まいの借家居住面積  坪×3口=  口 (加入口数)
- ②加入口数は、火災共済の家財の口数を超えないものとする。
- ③加入口数の最高限度は50口とする。

### 共済掛金

構造が鉄筋あるいは木造、払込方法が月払あるいは年払によって掛金は変わってきます。

建物の構造区分	月 払	年 払
借家が鉄筋の場合	3円×加入口数	35円×加入口数
借家が木造の場合	6円×加入口数	70円×加入口数

### 共済金について

次のようなとき、共済金をお支払します。

- ①共済契約者の責で火災、爆発・破裂が生じ、居住する借用家屋に損害を与えて法律上の賠償責任を負ったとき。
- ②その損害を共済契約の借家人が自費で修復したとき。
- ③訴訟費用が生じたとき。

【借家人賠償共済で保障される家屋とは】(主なものの抜粋)

場 所	品 名・形 状
家屋本体	柱、梁、壁、天井、屋根、瓦、小屋組等
床	畳、フローリング、貼り付けパンチカーペット
建 具	窓枠、ガラス、扉、戸、ふすま、障子、雨戸
浴 室	浴槽、風呂釜、風呂ボイラー、タイル
台 所	流し台、調理台、吊戸棚、換気扇、システムキッチン

### 支払共済金

# 1口あたり最高10万円の賠償共済金!







- ・うずしおクルーズ（観潮船）…福良港より咸臨丸で鳴門のうずしおを観光する1時間のコース（1日6便）。福良港まで休暇村「南淡路」より車で10分。フロントで割引乗船券販売中。
- ・あわじ花へんろ…淡路島内の花にまつわる施設に、1番から42番までの「花の札所」を設け、花の見どころを巡ります。詳しくはあわじ花へんろHPにて。

# 新規契約保養所ご案内



**No.35**

## 休暇村「南淡路」

住所:兵庫県南あわじ市福良 予約TELNo.0799-52-0291

雄大な情景のなか、  
やすらぎのひとときを

■客室

和室48、洋室33（ハンディキャップ対応3）

■入浴施設

大浴場 男女各1、露天風呂 男女各1、ジャグジー1  
【ナトリウム・カルシウム塩化物泉】

■その他の施設

足湯（9～17時）、天文館、テニスコート、レストラン、喫茶、売店・お土産物屋など。

■宿泊料（1泊2食）チェックIN15:00／OUT10:00

- 大人……………10,300円～
- 小学生……………7,000円～
- 幼児A（4歳～小学生未満）……………4,400円～
- 幼児B（0歳～3歳）……………無料（食事実費）

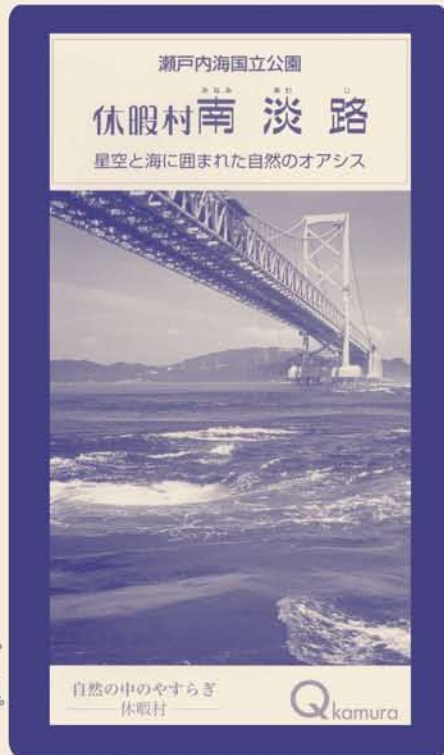
■近隣の観光スポット

大鳴門橋記念館（うずしお科学館、淡路人形浄瑠璃館）、淡路牧場、洲本ゴルフクラブ、パルシェ香りの館、淡路ファームパークイングランドの丘、淡路ワールドパークONOKORO、静の里公園、北淡町震災記念公園等々。

鳴門海峡を望む南淡のリゾート



- 車にて  
神戸淡路鳴門自動車道 淡路島南ICを出て左折し、うずしおラインに乗り、約6kmで休暇村。カーフェリーは明石～岩屋のみ運行。岩屋港からは国道28号を南下、福良から10分で休暇村。
- バスにて  
神戸三宮神姫バスターミナルより高速バス福良行きで90分（1日2便運行）、福良下車、福良より車にて約10分。（福良ないろ館前より休暇村行きシャトルバスあり、但し1日3便のみ。）



## 勤労者協会20周年記念



### 住宅用火災警報器設置に対する補助活動

勤労者協会は2009年4月1日で設立20周年を迎えます。設立20周年を記念して、住宅用火災警報器を設置された方に対して、設置費用の一部を補助することとなりました。会員のみなさまは、これを機会に住宅用火災警報器の設置に積極的にお取り組み下さい。

- ◆補助対象者…火災共済の「個人加入者」であること
- ◆補助金額…火災共済の個人加入契約者1人につき2,000円
- ◆取扱期間…2009年4月1日～2010年3月31日
- ◆申請条件…住宅用火災警報器を自費で購入設置し、領収書を裏面の申請用紙に添付し提出すること（コピー不可）
- ◆補助回数…火災共済の個人加入契約者1人につき1回のみとする

### 法令により住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅火災による犠牲者を減らすため、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅への設置は平成23年6月1日から設置が義務化となります。既存住宅への設置は平成23年5月31日までに終らせましょう。義務付けられているのは「煙」を感知する警報器です。